

※ 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事（受付番号第 規 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、宅地造 成等規制法第10条第2項の規定により通知します。				
	横浜市 指令第 規 号 年 月 日		横浜市長 印		
許可条件		別紙のとおり			
1	造成主住所氏名	電話 ()			
2	設計者住所氏名	(申告番号) 電話 ()			
3	工事施行者住所氏名	電話 ()			
4	宅地の所在及び地番	横浜市 区			
5	宅地の面積	m ²			
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	m ²			
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	m ³	盛 土	m ³
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	別 紙 の 通 り				
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				cm	m
	別 紙 の 通 り				
	ホ 崖 ^{がけ} 面の保護の方法				
	ヘ 工事中の危害防止の ための措置				
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年 月 日（許可の日より 日以内）				
リ 工事完了予定年月日	年 月 日（許可の日より ヶ月以内）				
ヌ 工程の概要					
7	その他必要な事項				

〔注意〕

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定めてから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成に関する工事の許可通知書に関する教示について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。